

財務省告示第九十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年二月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子の払込み
利付国庫債券（二十年）（第六十回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	額面金額で七百八十三億円	七百七十六億四千二百二十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年二月二十五日	額面金額百円につき九十九円十	年一・四パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十八号に規定する期日に

に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{67}{365}$$

十三 初期利子

平成十五年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成三十四年十二月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払込期日

平成十五年二月二十五日